

令和7年度 第2回 諏訪市農業委員会 議事録

第2回諏訪市農業委員会を次のとおり招集した。

公表用

1 日 時 令和7年5月23日(金曜日) 午後2時

2 場 所 諏訪市役所 3階 302会議室

3 出席委員数

農業委員	12名
会 長	12番 小泉 幸善
会長代理	2番 岩波 眞喜雄
会長代理	5番 矢崎 勝美
	1番 藤森 正一
	3番 湯澤 広充
	4番 田中 政文
	6番 飯田 吉三
	7番 濱 幸彦
	8番 宮坂 誠一
	9番 溝口 喜視
	10番 五味 恵美子
	11番 藤森 紀保

農地利用最適化推進委員	10名
	河西 正裕
	小泉 辰也
	伊藤 賢次
	藤森 芳樹
	金子 善行
	矢崎 俊実
	矢澤 博司
	原 孝志
	林 隆史
	小松 弘明

4 農業委員会事務局	局 長	雨宮 寛之
	次 長	菊地 卓也
	主 査	池田 一真
	主 任	荒牧 幸治
	会計年度任用職員	細田 栄一

5 署名委員	5番	矢崎 勝美
	6番	飯田 吉三

6 会議の概要 会議の概要については次のとおり
なお、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限は
適正に行われている(該当議案なし)

○委員会成立報告	
事務局 雨宮寛之 局長	<p>これより令和7年度第2回諏訪市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日、欠席農業委員はいません。12名全員出席ですので諏訪市農業委員会会議規則第5条の規定により本会議は成立です。</p> <p>また、本日欠席の農地利用最適化推進委員はいません。出席委員は10名です。</p>
○議事録署名人の指名	
事務局 雨宮寛之 局長	<p>諏訪市農業委員会会議規則第12条の規定により、本日の議事録署名人に5番の矢崎勝美委員、6番の飯田吉三委員を指名します。</p> <p>それでは以後の進行は会長にお願いします。</p>
○会長あいさつ	
小泉幸善 会長	<p>皆様ご苦労様です。田に畑に一年で一番忙しい季節かと思えます。数日前には5月なのに30℃を越すような暑さで夏がどうなるか心配でもあります。農林水産大臣の交代もありました。5月28日に全国農業委員会会長大会が東京都で開催されます。農林水産大臣の発言をしっかりと聞いて来ようと思えます。慎重審議をよろしくお願いします。</p> <p>それでは早速、審議を始めさせていただきます。</p> <p>1ページ、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてNo.5 四賀の件の説明をお願いします。</p>

○議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について	
9番 溝口喜視 委員	<p>(No.5)</p> <p>所在は、大字四賀字北小路通〇〇番。地目は台帳、現況ともに畑。面積は〇〇㎡。契約内容は売買です。売買価格は〇〇円。</p> <p>譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん。譲渡人は高齢で耕作困難。譲受人は申請地の隣に住んでおり、自宅近隣で農業をやってみたいということから売買に至りました。〔場所の説明〕。</p> <p>現在、申請者は農地のままドックランを作成しておりますが、ドックランは雑種地に該当するため、本人に説明したところ撤去し、今後はドックランを作成しない旨の確約を受けております。</p>
小泉幸善 会長	<p>新規就農になりますが営農計画等はどうなっていますか。</p>
9番 溝口喜視 委員	<p>本人、妻が従事者。本人は150日、妻が100日の計画です。現在、機械の所有はありません。今後、必要に応じて耕運機の購入を想定しています。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>溝口委員にはドックランの撤去についてはくれぐれも確認をお願いします。</p> <p>この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。</p> <p>続きまして2ページ、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について、No.7 中洲の件の説明をお願いします。</p>

○議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について	
10番 五味恵美子 委員	<p>(No.7)</p> <p>所在は大字中洲曾根田〇〇番〇。準工業地域です。地目は台帳、現況とも田。面積は〇〇㎡です。〔場所の説明〕。昨年、水は張っていましたが耕作はされておられません。</p> <p>譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さん(法人)です。譲渡人は令和〇年〇月に相続しましたが人手不足による耕作困難により譲受人へ売却の意向となりました。売買価格は〇〇円です。</p>

	<p>〔譲受人事業の説明〕。現在、〇〇に事業所等がありますが、該当地の購入を希望するもかなわず、今回、購入に至りました。事業計画は土地代、建築費、造成費併せて計〇〇円です。〔資金調達計画の確認〕。〇階建事務所、倉庫の計〇棟を建設予定です。隣接する農地はありません。水路側に擁壁を設置し水路占用を申請します。雨水は地下浸透。汚水は公共下水道に接続します。地元区長への説明が行われています。</p>
小泉幸善 会長	<p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし) この件について許可して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成です。 次に3ページ、議案第7号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の件について説明をお願いします。</p>

○議案第7号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について

事務局 菊地卓也 次長	<p>この議案は、令和6年度における農地利用最適化活動その他の点検・評価について審議いただくものです。農地利用最適化活動については、毎年度における活動内容について農業委員会が点検及び評価し、その結果を公表することとされております。この内容で公表してよろしいか、お諮りするものです。</p> <p>この審議をどのように進めたら良いかについては、昨年も説明させていただきましたが、委員の皆さんの、がんばりを評価することを主眼とし。個別で活動日数などが足りないことに対して批判することは避け、農業委員会全体として捉えていただければと思います。</p> <p>議案の説明の前に、事前に配布しました参考資料について説明します。右上に別紙様式3と書かれた A3、1枚の資料については、各委員の活動内容の個票となります名前の上にNo.が振られていることを確認願います。</p> <p>資料に記載の項目のうち、最適化活動の実施状況については、各委員より提出いただきました活動記録票を基に、昨年同様に事務局で取りまとめ作成しました。成果目標の達成状況については、昨年度末の数値を基として、市全体の数値を割り振らせていただいています。担当区域の農地面積が均一ではありませんので、農地集積面積や、特に遊休農地の解消面積については、委員全員の活動によるものとして調整させていただいております。</p> <p>A3、2枚綴りの参考資料をご覧いただくと、個票の各委員の数値が一覧表となっております。先程確認いただいた、個票のNo.とこの表の一番左のNo.が同じとなっております。市全体の項目については、全委員の数値の合計となっております。この表のデータ等が、これから説明する「実施状況の公表」のバックデータとなっております。昨年は委員の改選がありましたので、33人分をまとめさせていただきます。</p> <p>また、活動成果に基づく評価については点数化され、点数に応じた評語が当てはまる形となります。A4一枚のお配りしてある表を参考に、委員個人の点数については、集計表の一番右に「評価点合計」と書かれた所の点数に応じて、例えば15点以上、20点未満の場合には「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評語が当てはまることとなります。委員ごとの点数と評語を個票に記載しましたのでご確認ください。</p> <p>それでは前置きが長くなりましたが、議案の説明に移りたいと思います。</p> <p>3ページ、I 農業委員会の状況については、令和6年度の目標設定における令和6年4月1日現在の数値を転記したものです。</p> <p>4ページ、II 最適化活動の実施状況については、①現状及び課題と②目標については令和6年度の目標設定を転記しております。その目標に対する③実績がどうであったかについてですが、1最適化活動の成果目標(1)農地の集積については新規集約面積が、5.7ヘクタールとなっております。計算とし</p>
----------------	--

	<p>ては先月に令和7年度の目標設定を審議していただいた際、令和6年度末の集積面積を232.7haと確認していただいております。令和5年度末までの集積面積が227haでありましたので差引して5.7haとなります。このことにより令和6年度末の集積率は38.3%となり、目標の集積率41.1%に対する達成状況は93.2%となります。なお、達成率が90%以上、110%未満ですと農業委員会全体のこの項目に対する評価点数は3点となります。</p> <p>5ページ、(2)遊休農地の発生防止・解消について、小文字の a 緑区分の遊休農地の解消面積が評価の点数の対象となります。解消面積の単年度目標が3.06haであるのに対し、③の実績は4.6haでした。達成率は150.3%となり、110%以上ですので、点数は5点となります。</p> <p>6ページ、(3)新規参入の促進については、②目標として権利移動面積が、6.3haであったのに対し、③実績は0でしたので、達成率は0.0%となり、評価の点数は0点となります。</p> <p>7ページ、2最適化活動の活動目標(2)活動強化月間の設定については、本市農業委員会において7月・9月・1月を活動強化月間として目標設定し、目標どおり強化月間として3ヶ月実施しましたので、評価の点数は1点となります。</p> <p>8ページ、(3)新規参入相談会への参加については、令和6年度中において1回、新規参入相談会へ参加するという目標を設定しましたが、都合が付き参加を見送りましたので、評価の点数は0点となります。</p> <p>以上の農業委員会全体の評価点を合計すると9点になり、5点以上、10点未満ですので、評語としては「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。また、委員個人の評語ごとの人数は、「目標に対し期待を上回る結果が得られた」が8人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」が15人、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」が10人です。</p> <p>9ページのⅢ事務の実施状況については、本日審議いただく最適化活動の点検・評価とは直接関係ありませんので、説明は割愛させていただきます。</p> <p>以上となります、ご審議よろしくお願いたします。</p>
小泉幸善 会長	<p>昨年の農業委員会の活動をまとめていただいております。</p> <p>この件について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。(質疑等なし)</p> <p>この件について公表して良いという方は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>全員賛成です。</p> <p>月当たり10件の活動目標ということで、是非全員が達成できるようによろしくお願いします。</p> <p>次に10ページ、協議第1号 農振法に定める農用地区域除外事前協議書について説明をお願いします。</p>

<p>○協議第1号 農振法に定める農用地区域除外事前協議書について</p>	
<p>事務局 荒牧幸治 主任</p>	<p>農業振興地域の農振法に定める農用地区域除外の事前協議ということで説明させていただきます。土地の所有者は〇〇さん(法人)、土地の場所は大字豊田字赤坂〇〇番地、面積は〇〇㎡です。</p> <p>11ページに位置図を掲載しています。[場所の説明]。登記簿、現況共に雑種地になります。12ページに現況の写真を掲載していますが、既に農地ではなく雑種地、一部山林化している状態です。写真は土地の正確な境界を表すものではありませんが現況はこのような状態となっています。</p> <p>除外する経過、目的ですが、令和〇年〇月に法務局より農業委員会事務局に当該地の農地の転用事実に関する照会がありました。農業委員会事務局が確認したところ該当地は農地台帳に登録がなく、非農地の扱いであり、過去の転用許可は不明の状態でした。担当者の現地調査の結果、相当以前より農地として利用されておらず、周辺農地への影響もみられないことから、非</p>

	<p>農地として法務局に回答されました。</p> <p>上記の経過となりますが、該当地は農振農用地の指定がされたままであることが法務局の照会にあたり確認する中で判明したため、これを機に除外をしたいと考えています。一般的には転用目的の土地を除外していくのが基本となりますが、今回、県の担当者に確認し、農地に該当しないと判断された土地については除外の対象になると確認をしております。</p> <p>13、14ページに登記簿、15、16ページに公図、17ページには参考に過去の設計資料を添付しています。</p> <p>説明は以上となります。協議、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
小泉幸善 会長	この土地は農地台帳に載っておらず、農業委員会で承認されれば、農政審議会等の承諾は不要となるか。
事務局 荒牧幸治 主任	農政審議会の審議も引き続き必要となっています。
小泉幸善 会長	今日の審議は支障の有無の判断を行う。 該当地は地域計画に入っているか。
事務局 荒牧幸治 主任	地域計画には入っています。総合的な見直しには当たらないが随時見直しをしていくことを計画しています。
小泉幸善 会長	軽微な変更は認められているが、それ以外は地域計画を見直してからでないと変更できないとなっている。今回の事例は軽微という理解か。
事務局 雨宮寛之 局長	軽微な変更ということではなく、元々の地域計画目標地図が誤っていたということを考えています。
小泉幸善 会長	この件について、その他にご意見、ご質問があればお願いします。
A 委員	登記簿をみると〇〇さん(法人)が法務局に地目変更登記を行い、法務局が農業委員会に照会があり、非農地として回答した結果、登記が雑種地に変更されたということ間違いはないか。
事務局 荒牧幸治 主任	お見込みのとおりです。
A 委員	その後、農林課で確認していたところ農振農用地の指定が残っていることが判明したという理解で間違いはないか。
事務局 荒牧幸治 主任	お見込みのとおりです。
小泉幸善 会長	本件の現地確認は農業委員の立会いはあったか
事務局 雨宮寛之 局長	既に農地台帳に載っていなかったため、立会いは求めませんでした。
A 委員	登記簿を見ると過去、平成〇〇年に仮登記がされており、その時点では農地の扱いだったと思われる。その後、〇〇さん(法人)は時効取得で該当地を取得している。時効取得は農地法の許可が不要であることに注意が必要。
小泉幸善 会長	過去、〇〇さん(法人)が事業のために複数の土地の購入を計画していた。その際の土地の可能性はあるが詳細は不明である。
事務局 雨宮寛之 局長	おそらく、過去農地台帳に載っていた際に、非農地判断が行われ台帳から削除されたが、その際に農振農用地の有無が確認されず、農用地の指定が残ったのではないかとと思われる。農振除外は進めていく必要があるので、手続きを進めていきたいと考えています。
B 委員	今回の件は非常の参考になる事例と思われる。各委員も担当地区で類似の事案があった際の心構えにしていきたい。
A 委員	法務局からの照会時の農業委員の現地確認の対応について、事務局に検討をお願いしたい。
小泉幸善 会長	その他にご意見、ご質問があればお願いします。 この件について農振除外としてよいと思う方は挙手をお願いします。(全員挙

	手)それでは、その旨を今後、農政審議会で説明します。 本日の議案は全て終了しました。以後の進行は事務局でお願いします。
--	--

○その他	
事務局 池田一真 主査	<p>本日、お配りした資料のうち諏訪湖特定猟具使用禁止区域(銃猟)期間更新計画書(案)についてご説明します。諏訪地域振興局より該当区域の期間更新にかかる農業委員会の意見書の提出を求められています。</p> <p>本区域は銃による猟を禁止するものになります。地域住民や観光客の安全確保及び静穏の保持を目的に現在は禁止区域となっています。なお、わなや網による猟は禁止されておりません。</p> <p>更新期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年間です。現行の期間は令和2年から令和7年10月31日までとなっています。</p> <p>その他の条件に変更はありません。市内でカルガモ等による農業被害が発生していることから利害関係者として農業委員会が意見照会を受けています。</p> <p>前回、令和2年の更新時には、農業被害の軽減対策を求める一文を記載したうえで賛成として回答しております。</p> <p>今回の更新にあたり、ご意見がありましたらお願い致します。</p>
小泉幸善 会長	現在、豊田で猟友会による猟が行われているが本区域は影響があるか。
事務局 池田一真 主査	本区域の指定地域は諏訪湖の湖上となっており、豊田の実施区域は指定地域外のため影響はありません。
事務局 菊地卓也 次長	その他にご質問等ございますか。(質疑無し)
事務局 池田一真 主査	それでは今回の意見書につきましては、引き続き農業被害の軽減対策を求める一文を記載したうえで賛成として回答させていただきますので、よろしくお願ひします。
事務局 荒牧幸治 主任	<p>長野県の農政部より須坂市で小屋のようなものが飛ばされ、列車と衝突する事故が発生したこと受け、注意喚起がありましたので説明させていただきます。</p> <p>野菜、果樹施設の点検、補修について注意喚起がありましたので、農業委員会で説明させていただきました。市のホームページでも注意喚起を行いますのでご確認をお願いします。</p>
事務局 菊地卓也 次長	来月の予定について、地区会は6月18日(水)403会議室にて、総会は6月25日(水)午後2時から302会議室にて開催予定です。
事務局 雨宮寛之 局長	慎重審議をいただきありがとうございました。以上をもちまして第2回農業委員会を閉会とします。ありがとうございました。